

第7号議案

蒲郡市モーターボート競走場の施設使用に関する条例の一部改正について

蒲郡市モーターボート競走場の施設使用に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

平成26年2月21日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市モーターボート競走場の施設使用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市モーターボート競走場内の使用を許可することができる施設を追加するため提案する。

蒲郡市モーターボート競走場の施設使用に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市モーターボート競走場の施設使用に関する条例（昭和47年蒲郡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) センターコート

(4) 特別ラウンジ

第3条第2項中「管理上」を「管理運営上」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、施設の管理運営上支障があると認めるとき、又は施設を使用しようとする者が、公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるときは、使用を許可しない。

第4条の見出しを「（使用期間等）」に改め、同条中「使用の」を「第2条第1号及び第2号に定める施設（以下「売店等施設」という。）の使用の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条第3号及び第4号に定める施設の使用の日時は、モーターボート競走事業の運営及び施設の管理上支障のない日の午前9時から午後9時までとする。

第5条の見出しを「（使用許可の取消し及び中止命令）」に改め、同条中「使用する」の次に「必要が生じた」を加え、「及び」を「、又は」に、「場合」を「とき」に、「取り消す」を「取り消し、又は使用の中止を命ずる」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 公の秩序又は善良な風俗をみだし、又はみだすおそれのあるとき。

(4) その他特別な事由が生じたとき。

第6条第1項中「各号」の次に「に掲げる区分に応じ、当該各号」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) センターコート

ア 午前9時から午後1時まで 6, 200円

イ 午後1時から午後5時まで 7, 600円

ウ 午後5時から午後9時まで 9, 200円

エ 午前9時から午後9時まで 20, 600円

(4) 特別ラウンジ

ア 午前9時から午後1時まで 6, 100円

イ 午後1時から午後5時まで 7,500円

ウ 午後5時から午後9時まで 9,000円

エ 午前9時から午後9時まで 20,300円

第6条第2項中「前項」を「前項第1号及び第2号」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第3号及び第4号の使用料について、使用者が入場料等を徴収し、かつ、営利又は商業宣伝を目的とする場合は、当該使用料の2倍の額とする。

第7条第1号を次のように改める。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体

第7条第2号中「天災」を「災害」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 使用者は、施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

第10条の見出しを「(売店等施設の保証金)」に改め、同条第1項中「使用者」を「売店等施設の利用者」に改め、同条第2項中「施設」を「売店等施設」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、使用者が第8条の規定に違反したときは、この限りでない。

第11条中「取り消し」の次に「、又は使用の中止を命じ」を加える。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

第15条第1項中「次の」を「市長は、次の」に改め、同項第2号中「許可の取消し」の次に「又は使用の中止命令」を加え、同項第4号中「利用」を「使用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の規定により食堂及び売店並びに予想台及び予想新聞販売台の使用の許可を受けている者は、それぞれ改正後の第3条の規定により食堂及び売店並びに予想台及び予想新聞販売台の使用の許可を受けたものとみなす。